

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 7年 6月 19日

住 所 沖縄県宮古島市平良字下里1657-128

事業者名 宮古空港ターミナル株式会社

代表者名 代表取締役 上地 克幸
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・当社が管理する宮古空港ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているが、竣工後28年が経過していることから、今後は施設改修や設備更新が求められるため、より利用しやすい施設になるよう機能向上に努める。
・2025年度に旅客ターミナル内の案内サイン更新を計画しており、より利用しやすい施設になるよう機能向上を図るなど利便性向上に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設 及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------------|--|
| 旅客ターミナル内案内サイン | 2025年度に案内サイン更新を計画。 背景色、文字、ピクトグラムをより見やすい仕様に変更する。 併せて、日・英・韓・中（繁体・簡体）の多言語表記を予定。 |

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|--|
| 関係機関との連携 | バリアフリー関係法令の改定など常に最新の情報を収集し、職員の資質向上に努めるとともに、移動円滑化経路を構成する設備の更新や施設の改修などを実施する際は、事前に計画について各行政機関と十分な調整を行ったうえで実施する。 |

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------------------|---|
| 館内案内サインの更新 関係機関との連携 | 2025年度に案内サイン更新を計画しており、公共交通機関への誘導表示内容も追加を予定している。 飛行機の乗降客に対する介助は航空運送事業者が行っており、到着客がバス・タクシーを利用して移動する場合、お客様の要望を聞き各乗降場までの案内及び介助を行っている。今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。 |

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-----------------------------------|--|
| 自社WEBサイトを利用した情報提供 関係機関との連携 | 自社が運営するWEBサイトに路線バス、タクシー乗り場の案内や、各公共交通機関のWEBサイト情報を掲載している。 施設1階の観光案内所で、10時～16時の間はバス・タクシーの乗降場や出発時刻等の問い合わせ、筆談用具を用いての情報提供を行っている。それ以外の時間帯はAIチャットボットを活用し情報提供を行っており、引き続き関係機関と連携し人的支援の充実に努める。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|--|
| 研修会等への参加 | (一社)全国空港事業者協会が主催する技術研修会、その他バリアフリーの研修会などに積極的に参加しバリアフリー関係の情報取得に努め、職員の知識向上、施設の営繕に反映させる。 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------------|---|
| ポスター等の活用による広報 | エレベーター及びバリアフリースイアの適正な利用や、ベビーカー利用円滑化についてのポスター等の掲示により利用者への周知に努める。 |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

| |
|---|
| 引き続き関係機関と連携し、現状の課題等を共有しながら移動円滑化の促進に努める。 |
|---|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変更内容 | 理由 |
|--------------------|--|--|
| 旅客ターミナル内案内サイン | II. ①旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置に関連して、2025年度中に案内サイン更新を計画。 | 当社が管理する宮古空港ターミナルビルは移動等円滑化基準に適合しているが、竣工後28年が経過していることから、より利用しやすい施設になるように施設改修や機能向上に努める。 |

V 計画書の公表方法

| |
|--|
| 自社が運営するWEBサイトに掲載 (https://miyakoap.co.jp) |
|--|

VI その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。